

物品借用申し込みに際しての注意事項（検査道具）

京都府立宇治支援学校長

1 借用目的

借用者（取扱責任者）は、借用物品を使用頻度の少ない場面でのアセスメント若しくは購入に向けた試用として用いてください。

2 借用期間

借用者は、借用期間を守って使ってください。

3 使用上の制限

借用者は、借用期間中、借用物品を第1項の目的以外の用途に使用することはできません。

借用者は、借用物品の維持管理について、天災その他不可抗力によるものを除くほか、一切の責任を有するものとします。

4 経費負担

借用物品の使用に係る消耗品及び運搬に係る一切については、借用者が負担するものとします。

不注意により、紛失、破損、盗難等で現品の返却が不能になった場合は、同種、同等機能の物を返却するものとし、また、修理が必要な場合も借用者が負担するものとします。

5 転貸等の禁止

借用者は、借用物品を他の者に譲渡し、または転貸し、若しくは担保にしてはなりません。

6 指示事項の遵守

借用者は、前項までの指示事項を誠実に守らなければいけません。

7 使用許可の取消

借用者が許可条件に違反したと京都府立宇治支援学校長が認めるときは、借用許可を取り消すことがあります。